

# 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)

食費などの物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯の生活を支援するため、**児童1人当たり5万円**を給付します。

	ひとり親世帯 	ひとり親世帯以外 
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者</li> <li>② 公的年金を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当が支給されていないかた</li> <li>③ 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給しているかたと同等の水準となっているかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給対象者であったかた</li> <li>② ①に非該当のかたで、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となっているかた</li> </ul>
申請方法など	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5月29日に児童扶養手当登録口座へ振り込み</li> <li>②③ <b>要申請</b>。児童扶養手当認定済みのかたは、お知らせと申請書を送付済み。認定を受けていないかたで該当するかたはご相談ください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 5月29日に令和4年度の給付金振込口座へ振り込み ※子の出生などにより支給額の増額が判明した場合、審査が済み次第、順次振り込み</li> <li>② <b>要申請</b>。該当するかたはご相談ください。</li> </ul>
<b>申請期限</b> 令和6年2月29日(木) (郵送の場合は必着)		
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育て世帯生活支援特別給付金は、「ひとり親世帯分」か「ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分」のどちらかの要件でしか給付を受けることができません</li> <li>● 住民税の申告をしていないかたは、支給の遅れや支給できない場合もありますのでご注意ください</li> </ul>	

申請・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149

## 所得上限限度額以上のため 児童手当の支給対象外となったかたへ



令和4年度(3年1~12月)所得が下表②以上となり、現在、児童手当および特例給付が支給されていないかたで、**令和5年度(4年1~12月)所得が②を下回った場合、改めて認定請求書を提出すると児童手当などを受給できます**。詳細は、ホームページ(上記二次元コード)をご覧ください。

※市民税課税通知書などを受け取った日の翌日から15日以内に申請した場合は、令和5年6月分から支給(それ以降に申請した場合は、申請月の翌月分から支給)

税法上の 扶養親族などの数	①所得制限限度額 (児童1人当たり月額5,000円)		②所得上限限度額 手当は支給されません	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622.0	833.3	858.0	1,071.0
1人	660.0	875.6	896.0	1,124.0
2人	698.0	917.8	934.0	1,162.0
3人	736.0	960.0	972.0	1,200.0
4人	774.0	1,002.1	1,010.0	1,238.0

申請・問い合わせ先 / 市役所こども課家庭係 ☎76-8149